

阿武町一般廃棄物収集運搬業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和 7 年 9 月
阿 武 町

1. 目 的

阿武町(以下、「町」という。)では、一般廃棄物収集運搬業務を民間へ委託することにあたり、安定かつ適正な収集体制の構築並びに住民サービスの向上を視野に、業務遂行に必要な人員・経験の他、民間企業が保有する豊富な企画力や独自のノウハウ等を評価基準として、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1)業 務 名

阿武町一般廃棄物収集運搬業務委託

(2)業 務 内 容

町区域内における一般廃棄物の収集運搬業務(別紙仕様書のとおり)

(3)契 約 期 間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで(その後は年度単位で更新)

(4)見積上限額

2,963千円(消費税額及び地方消費税額10%を含む)

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 担 当 課

阿武町

担当: 健康福祉課 健康衛生係

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地

TEL: 08388-2-3113 FAX: 08388-2-2090

Mail: minsei10@town.abu.lg.jp

5. 資格要件

本プロポーザルに応募する事業者(以下、「参加者」という。)は、以下の要件を全て満たすこととする。

①町内に事業所等を置く者、又は令和7年9月末日迄に設置予定のある者。

②別紙仕様書等において示す業務を、自ら実施する者(再委託の禁止)

③見積上限額に対応した見積書を提出できる者であること

④国税(法人税及び消費税)、都道府県税(事業税及び都道府県税)、市区町村税の滞納をしていない者であること

⑤地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び同条第2条に該当しない者であること

⑥6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない、かつ、2年以内に銀行取引停止処分を受けていない者であること

⑦会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること

(但し、同法に基づく更生計画又は再生計画の認可が決定し確定した者は除く)

⑧暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にはない者であること

6. 選考日程

公募開始から受託事業者選定までの日程は、以下のとおりとする。なお、状況により日程の変更を行うことがある。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 公告・公募開始 | 令和7年9月2日(火) |
| (2) 質問受付 | 令和7年9月3日(水) ～ 令和7年9月8日(月)17時まで |
| (3) 質問回答 | 令和7年9月10日(水) |
| (4) 提出書類受付 | 令和7年9月11日(木) ～ 令和7年9月16日(火)まで |
| (5) 対面審査 | 令和7年9月22日(月)(予定) |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年9月24日(水) |

7. 公募要項

本プロポーザルの公募にあたり、資料配布、質問の受付は以下のとおり行う。

(1) 公募資料の配布

- (ア) 配布開始 令和7年9月2日(火)から
(イ) 配布資料 ・実施要項(本書) ・仕様書 ・様式集
(ウ) 配布方法 町公式ホームページに掲載 <https://www.town.abu.lg.jp/>

(2) 質問の受付

- (ア) 受付期間
令和7年9月3日(水) ～ 令和7年9月8日(月)17時まで

(イ) 提出方法

電子メールで送付(口頭・電話等による質問は受付しない)

(ウ) 留意事項

本プロポーザルについて、質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、メールの件名を「(事業所名)一廃収集運搬プロポーザルに関する質問」として、担当課へ電子メールで送信すること。送信後は必ず担当課へ受信確認の電話連絡をすること。

(3) 質問の回答

(ア) 回答方法

質問の回答は事業者名を公表せずに町公式ホームページにて公開を行い、回答をもって実施要項等と一体のものとして効力を有するものとする。

(イ) 備考

受付した質問の趣旨や内容が不明確なものは、回答しないことがある。

8. 提出書類

参加者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下、「提出書類」という。)を作成し、郵送により提出すること。

(1) 提出書類の受付

- (ア) 提出方法 郵送(簡易書留又は配達証明に限る)
(イ) 提出期間 令和7年9月11日(木)～令和7年9月16日(火)まで(必着)
(ウ) 提出先 〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地
阿武町役場 健康福祉課 健康衛生係 宛

(2) 提出書類

(ア) 必要部数

正1部 副12部

(イ) 提出書類

	提出書類名称	指定様式	備 考
①	参加表明書	第2号	-
②	誓約書	第3号	-
③	会社概要	第4号	-
④	業務実績調書	第5号	-
⑤	実施体制調書	第6号	-
⑥	業務委託見積書	第7号	任意様式の内訳書又は経費計算書を添付
⑦	業務提案書	-	任意様式 A4
⑧	納税証明書 (発行から3箇月以内)	-	・法人税、消費税及び地方消費税の 未納税額のない証明 ・法人事業税

(ウ) 辞 退

参加申込書の提出後に参加者都合で辞退をする場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を担当課へ提出すること。

(エ) 留意事項

参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要項等の記載内容を承諾したものとみなす。また、本プロポーザル参加に要するすべての費用は参加者の負担する。

提出期限以降に提出書類を追加することは原則として出来ない。ただし、町が審査のうえで追加事項として必要と求めた場合は、その限りではない。

また、参加者から提出された提出書類は返却しない。

9. 審査選考

参加者から提出された提出書類の審査及び選考は、町が設置する「阿武町一般廃棄物収集運搬業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において実施する。

(1) 町が求める事項

その他評価基準は、「10. 審査基準及び配点」に記載されているとおりとする。

(2) 提出書類の受付

提出書類の受理後、参加資格要件及び提出書類等に不備がないか確認を行う。書類不備及び下記失格条件に抵触していた場合は失格とする。この場合、対面審査は実施せず、参加者には失格となった旨の通知を行う。

(3) 参加者の失格条件

参加者又は提出書類が以下の何れかに該当する場合は失格となり、審査の対象としないことがある。

- ①提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ③見積額が見積上限額を超過した場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤審査日に出席しなかった場合
- ⑥そのほか、審査委員会が失格と認めた場合

(4) 対面審査

町が指定した審査会場において、参加者の提出書類を元にした対面審査を実施する。1 者の持ち時間を最大 20 分と設定した上で、業務提案書についての発表（15 分程度）、質疑応答（5 分程度）を行う。当日の発表者は最大 2 人までとし、必ず受託業務の主担当や管理責任者となる者が出席すること。

(5) 審査日及び会場

日時：令和 7 年 9 月 22 日（月）9 時 30 分～（予定）

場所：阿武町役場 本庁 2 階中会議室

※ 正式な日時及び参加者個々の開始時間は、別途通知を行う。

(6) 発表資料及び機材

対面審査で使用出来る資料は、業務提案書及びパワーポイント等とする。

必要機材としてマイク・スクリーン・プロジェクター・電源タップは町で用意するが、それ以外の PC 及び周辺機器、プロジェクター等に接続するケーブルは、参加者側が持参すること。審査当日の機材トラブルを防ぐため、PC 等を使用した発表を行う参加者は、予め担当課へ使用機器について相談をすること。

10. 審査基準及び配点

審査は以下の基準に基づいて実施する。(100 点満点)

評価区分	評価項目	評価視点	配点
組織評価	業務実績	他市区町村の収集運搬業務の受託実績はあるか	5
	経営体制	経営状態は安定状態か、事業者として信頼があるか	10
	突発対応	臨時対応事案が発生した場合、柔軟な対応が可能か	10
	人員配置	人員は業務遂行に必要な配置が可能か	10
提案評価	環境改善	排出される廃棄物の適正化・減量化の提案があるか	10
	創意工夫	専門知識や技術を生かし、新たな発想がされているか	10
	利便性向上	住民の利便性向上につながる提案があるか	15
	将来性	具体的なビジョン、計画を持っているか	25
見積金額	価格の妥当性	見積上限額以内で妥当な提案価格か	5

11. 選定事業者(優先交渉権者)等の選定及び通知

(1) 審査員

対面審査及び質疑応答が終了した後、審査委員会の審査員が審査基準に基づき審査を実施する。

(2) 獲得順位

審査委員会は参加者の中から見積金額及び要素を総合的に評価し、審査の結果総評価点の5割以上を獲得(以下、「一定の基準」という。)し、かつ高評価点であった者を随意契約の相手方となる優先候補権者(以下、「候補者」という。)に選定する。次点以降については、評価点の上位順に候補者となる。

(3) 同点の場合

評価点が同点の場合、審査委員会において合議の上、候補者を決定する。

(4) 1 者のみの場合

参加者が1者のみの場合、審査により一定の基準を満たしている場合は、その参加者を候補者に決定する。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は参加者全員に書面で通知し、町公式ホームページにも公表する。
なお、結果公表後の選定理由の問合せ及び異議申立ては一切受付しない。

12. 契約締結

候補者は町と誠意を持った協議の上、必要書類を漏れなく揃えて速やかに契約締結を行うものとする。なお、候補者が何らかの理由により合意及び契約締結に至らなかった場合、次点の候補者と協議を行うものとする。

13. その他

- (1) 本プロポーザルに関連して公表・配布する資料・回答は一体のものとして扱う。
- (2) 本プロポーザルに関する事前説明会等は実施しない。
- (3) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。
- (4) 手続上において使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨とする。